

千葉県公告第522号

千葉県7市（千葉市、成田市、佐倉市、東金市、八街市、富里市及び山武市）の一部を受益地域とする県営北総中央地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）の施行について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第6項の規定により、本土地改良事業施行申請人が千葉県知事へ申請するため、前段として当該7市長と協議する旨公告します。

令和2年8月14日

千葉市長 熊谷俊人

県営土地改良事業計画の概要につき千葉市長、成田市長、佐倉市長、東金市長、八街市長、富里市長及び山武市長と協議する旨の公告

このたび、千葉市、成田市、佐倉市、東金市、八街市、富里市及び山武市の一部を受益地域とする県営北総中央地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）の施行を申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第6項の規定により、事業計画の概要につき、千葉市長、成田市長、佐倉市長、東金市長、八街市長、富里市長及び山武市長と協議する旨公告します。

なお、下記1～3のとおり事業計画の概要を縦覧するので、これに意見がある者は、同法第85条第7項の規定により、下記4のとおり縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます、

令和2年 8月14日

県営北総中央地区土地改良事業施行申請人

八街市用草1348番地	長谷川 健一	印
千葉市緑区平川町1267	高橋 好文	印
成田市畑ヶ田272	石井 勝美	印
佐倉市上別所436-5	佐藤 利司	印
八街市滝台1674	江口 幸男	印
八街市八街い234	加藤 康一	印
山武市横田1091-7	綿貫 榮一	印

記

- 縦覧に供する書類の名称
県営北総中央地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画の概要
- 縦覧期間
令和2年 8月14日から令和2年 9月11日まで
- 縦覧場所
千葉市、成田市、佐倉市、東金市、八街市、富里市及び山武市各農政担当課
- 意見書の提出方法
 - 意見書 住所及び氏名を記載した書面による
 - 提出先 〒289-1113
八街市八街へ199-2033
県営北総中央地区土地改良事業申請人代表 長谷川 健一